

。公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四―一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ」を「特定非営利活動法人と独立行政法人水資源機

くしま県民活動プラザ
構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。